

## 課題解決実行・定着化支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、宮城県中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱に基づき、公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）が行うアグリビジネス・チャレンジ支援事業のうち、課題解決実行・定着化支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「課題解決実行・定着化支援」とは、事業者が抱える経営、生産、販売その他の諸問題を分析し、課題の抽出、解決策の立案及び実行並びにその定着化のために行う取組をいう。

2 本事業は次に掲げる4類型に区分し、各類型において想定される取組等は別表に掲げるとおりとする。

- (1) 経営計画・戦略策定タイプ
- (2) 組織体制強化・活性化タイプ
- (3) 生産性向上・生産改善タイプ
- (4) EC販売力向上タイプ

### (目的)

第3条 本事業は、県内のアグリビジネス経営体（以下「事業者」という。）が行う課題解決の実行及び定着化を支援することにより、経営力向上、人材育成及び生産性向上を図ることを目的とする。

### (支援対象者)

第4条 本事業の対象は、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、公序良俗に反するおそれのある場合は、この限りでない。

- (1) 宮城県内で農業を営む者。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する者。
  - ① 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）に規定する中小企業者で、宮城県内に事業の本拠を置く者、又は創業によりこの要件を満たすことが見込まれる者。
  - ② 農業協同組合法に規定する農事組合法人。
- (3) 年間販売額4,000万円以上で、アグリビジネスに意欲的に取り組む経営体、又は事業者として機構が認める経営体。

### (事業内容)

第5条 本事業では、事業者の課題解決実行と定着化に関する専門知識、技術又はノウハウ

等を有する専門家（専門家が属する法人を含む。以下同じ。）による支援を行うものとし、事業者に対する専門家の派遣のほか、機構が必要と認める方法により実施する。

（委託業務の内容）

第6条 本事業は業務委託により行うものとし、その内容は次に掲げるとおりとする。

- （1）事前調査に基づく問題点の整理、課題抽出及び活動目標の設定
- （2）課題解決に取り組む事業者の人材育成に資する取組
- （3）成果確認及び定着化のための助言
- （4）その他機構理事長が必要と認める業務

（委託金額及び事業者の費用負担）

第7条 委託金額の上限は、次の各号に掲げる区分による額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

- （1）経営計画・戦略策定タイプ、組織体制強化・活性化タイプ及びEC販売力向上タイプ 80万円
  - （2）生産性向上・生産改善タイプ 20万円
- 2 事業者は、委託料（消費税及び地方消費税を含む。）の10%に相当する額（1円未満の端数は切り上げ。以下「負担金」という。）を負担するものとする。

（事業要望と事前調査の要請）

第8条 本事業の実施を希望する事業者は、「事前調査要請書」（様式1）を機構理事長に提出するものとし、専門家による事前調査を受けるものとする。

- 2 事前調査は、「アグリビジネスステージアップ支援事業実施要綱」に基づき、同事業の専門家派遣を活用できるものとする。この場合、同要綱に定める「アグリビジネスステージアップ支援申込書」の提出をもって、様式1の提出に代えることができる。

（専門家の選定）

第9条 専門家の選定にあたっては、機構との協議の上、事業者の指定する者を選定することができるものとする。

- 2 前項の専門家の指定がない場合は、機構との協議の上、支援要望の内容に合致する専門家を機構が事業者に引き合わせを行い、選定することができるものとする。

（企画提案書の提出）

第10条 第8条に基づく事前調査を経た事業者は、専門家と連名により「企画提案書」（様式2）を作成し、機構理事長に提出するものとする。

- 2 専門家及び事業者は、前項に規定する企画提案書に、次の各号に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 事業者の直近3期分の決算書（事前調査で提出している場合は不要とする。）
- (2) 専門家及び事業者の暴力団排除に関する誓約書（様式3）
- (3) その他、機構理事長が必要と認めたもの

（企画提案の審査）

第11条 機構は、企画提案書の内容について資格審査等を行った後、審査委員会を開催する。

2 審査委員会の規定については、別に定める。

（支援の決定）

第12条 機構理事長は、前条の結果を参考として企画提案書の採否を決定するとともに、その結果について事業者及び専門家に「決定通知書」（様式4）により通知する。

（委託契約の締結）

第13条 機構理事長は、前条にて決定した専門家と業務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結するものとする。

2 事業者は委託契約の当事者とはならないが、本事業の実施に必要な費用の一部を負担金として機構に支払うものとする。

（負担金の納付）

第14条 事業者は、第7条第2項に基づく負担金について、機構からの請求に基づき、機構が指定する期日及び金融機関に、その金額を一括して納付しなければならない。

（委託期間）

第15条 委託期間は、第13条の委託契約を締結した日から当該年度の2月20日までの間の必要な期間とする。

（守秘義務）

第16条 受託専門家は、本事業で知り得た情報を本事業以外の目的に使用し、又は事業者の承諾を得ずに第三者に提供し、又は漏えいしてはならない。

2 前項に規定する守秘義務は、本事業終了後も負うものとする。

（委託料の概算払い）

第17条 受託専門家は、第13条の委託契約に係る委託料について、「委託料概算払請求書」（様式5）を提出することにより、契約を締結した日から30日以上を経過した後に、委託金額の2分の1を上限に概算払いを請求することができるものとする。

(業務完了報告)

第18条 受託専門家は、業務が完了した日から10日以内、または業務が完了した日の属する年度の2月28日のうちいずれか早い日までに「業務完了報告書」(様式6)を機構理事長に提出するものとする。

(業務完了報告書の検査)

第19条 機構理事長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告書の内容を検査し、必要に応じて現地調査を行い、業務履行の可否を受託専門家に対して通知するものとする。

(委託料の支払い)

第20条 受託専門家は、前条に規定する合格の通知を受けた場合、「委託料請求書」(様式7)により委託料を請求できるものとする。ただし、第17条の規定に基づく概算払いを受けた場合は、その差額とする。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、機構理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 生産性向上支援事業実施要領、アグリビジネス生産性改善支援事業実施要領及びEC販売力向上支援事業実施要領は、廃止する。

別表

タイプ	主なテーマ	委託上限額
経営計画・戦略策定タイプ	中長期の経営戦略策定、経営計画策定、販売戦略策定等	80万円
組織体制強化・活性化タイプ	組織力を高める取組の支援(権限移譲、人事評価制度の策定)等	80万円
生産性向上・生産改善タイプ	現場改善、工場診断、5S、外部認証取得のための取組等	20万円
EC販売力向上タイプ	ECサイトの現状分析、UXの改善、受発注管理の省力化等	80万円